

○南丹市スポーツ推進委員規則

令和6年3月29日
規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条に規定するスポーツ推進委員(以下「委員」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 市長は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、その職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から委員を委嘱する。

2 委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、南丹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年南丹市条例第74号)の定めるところによる。

(職務)

第3条 委員は、住民のスポーツの推進に関し次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の推進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校、社会教育施設その他の教育機関及び行政機関の行うスポーツに関する行事又は事業に関し求めに応じて協力すること。
- (4) スポーツ関係団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し求めに応じ協力すること。
- (5) 住民一般に対しスポーツについての理解を深めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツ推進のための指導助言を行うこと。

(定数)

第4条 委員の定数は、30人以内とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、特別の事由があるときは、前項の期間中においても、委員を解嘱することができる。

(服務)

第6条 委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 委員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例等に従わなければならない。

3 委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第7条 委員は、常にその職務を行う上で必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。